

## 京丹波町告示第70号

### 京丹波町空き家情報バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京丹波町内の空き家の有効活用及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報バンクの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家情報バンク

空き家情報バンクとは、本町の区域内に存在する空き家を所有し、当該空き家の売却、賃貸等を希望する個人から申込みを受けた情報を登録し、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。

(2) 本町の区域内に存在する空き家

本町の区域内に存在する空き家（以下「空き家」という。）とは、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物をいう。

(3) 所有者等

空き家に係る所有権又は賃貸若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家情報バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等（以下「登録申込者」という。）は、京丹波町空き家情報登録申込書（様式第1号）及び空き家情報バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録をしたときは、京丹波町空き家情報登録完了通知書（様式第3号）を登録申込者に通知するものとする。

3 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報バンクによることが適当と認めるものは、当該空き家の所有者等に対して空き家情報バンクへの登録を勧めることができるものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた登録申込者(以下「空き家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、京丹波町空き家情報登録事項変更届出書(様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、遅滞なく町長に届け出なければならない。

(空き家情報の登録抹消)

第6条 町長は、第4条第2項の規定による登録をした空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき又は京丹波町空き家情報登録抹消届出書(様式第5号)が提出されたときは、当該空き家情報の登録を抹消するとともに、京丹波町空き家情報登録抹消通知書(様式第6号)を空き家登録者に通知するものとする。

(利用希望者の申込み等)

第7条 利用希望者は、登録を行った空き家の情報を受け、これを利用しようとする場合は、京丹波町空き家情報利用希望申込書(様式第7号)に誓約書(様式第8号)を添えて、町長に申し込まなければならない。

2 利用希望者は、次の要件を満たしていなければならない。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、京丹波町のまちづくりに対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(2) その他町長が適当と認めた者

(情報提供等)

第8条 町長は必要に応じて、空き家登録者及び利用希望者等に対して、空き家情報バンクに登録された有用な情報を提供するものとする。

2 町長は、空き家登録者及び利用希望者に対して、空き家に関する交渉並びに賃貸借契約及び売買契約については、直接これに関与しない。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報保護)

第9条 第4条第1項及び第7条第1項の規定による申込書に保有する個人情報の取扱いについては、京丹波町個人情報保護条例(平成17年京丹波町条例第10号)に定めるところによる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年12月1日から施行する。